



学校でけがをした時

学校の管理下（登下校を含む）でけがをして、医療機関の受診が必要だと判断した場合や、判断に迷った場合は、保護者の方に連絡し相談させていただいております。

医療機関を受診する場合は、原則として保護者の方に学校までお迎えに来ていただくようお願いしています。これは、医療機関で薬剤などのアレルギーの有無や過去のけがや病気のこと、また治療方針の相談を受けることがあり、保護者の同伴がないと治療が受けられないことがあるためです。

お仕事などご都合もあるかと思いますが、お子様の安全のためご理解ご協力をよろしく願いたします。

また、学校でけがをして医療機関にかかった場合、スポーツ振興センターの災害給付制度が利用でき、点数に応じてお見舞金が給付されます。津山市は子ども医療公費負担制度により医療費が無料となっていますが、500点以上の場合から申請が可能ですので、申請される場合は学校までお知らせください。

なお、スポーツ振興センターは津山市教育委員会より毎年全員加入をお願いされています。詳しくは4月に配付する文書をご覧ください、制度にご理解いただきご加入くださいますようお願いいたします。

学校で体調が悪くなった時

頭痛、腹痛などの体調不良で授業を受けることが困難な場合、1時間を目安に保健室で休養し、回復しないようであれば、保護者の方に連絡してお迎えをお願いしています。なお、発熱の症状がある場合は、すぐに保護者の方に連絡してお迎えをお願いしています。

感染症の流行状況などから、早めにお迎えをお願いする場合がありますが、お子様の症状の悪化を防ぐためにもご協力ください。



感染症胃腸炎などの感染症蔓延防止の観点から、嘔吐物などがかった衣服やシューズなどは、学校での洗濯や消毒は行いません。ご家庭での対応をお願いします。

学校でのアレルギー対応について

「学校給食における食物アレルギー等の対応について」

学校の給食では食物アレルギーのお子さんに対応するために、6種類の食品（卵、牛乳・乳製品、大豆・大豆製品、小麦・小麦製品、ごま・ナッツ類、えび）を給食から除去したり、牛乳やパン、麺類の停止をしたりすることができます。

除去や停止の対応には、保護者の方の申請や医師による意見書等が必要になりますので、対応を希望される方は学校までお知らせください。

「学校生活管理指導表（アレルギー用）について」

アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）があるお子さまで特に個別に配慮が必要な場合は、必ずお申し出ください。

主治医の先生や保護者の方と相談して安全に学校生活を送ることができるよう、対応したいと思っております。